

土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針

平成 24 年 9 月 25 日 横浜市告示第 526 号
最近改正 令和 3 年 7 月 21 日 横浜市告示第 456 号
(改正施行 令和 3 年 10 月 1 日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 62 条の 2 の規定により、土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針を次のとおり定め、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

1 用語の定義

本指針において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 汚染された土地

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 特定有害物質（条例第 2 条第 17 号に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 17 号。以下「条例規則」という。）第 59 条の 16 第 1 項又は第 2 項の基準に適合しない土壌が存在する土地（条例第 66 条第 1 項に規定する要措置区域、条例第 67 条第 1 項に規定する形質変更時要届出区域及び条例第 68 条第 1 項に規定する条例要措置区域等を除く。）

イ ダイオキシソ類（ダイオキシソ類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシソ類をいう。以下同じ。）による汚染状態が条例規則第 60 条の 4 の基準に適合しない土壌が存在する土地

(2) 汚染土壌

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 汚染された土地の土壌

イ 汚染された土地から搬出された土壌

2 汚染された土地の所有者等による情報の提供等

汚染された土地の所有者、管理者又は占有者は、次の事項の実施に努めるものとする。

(1) 汚染された土地を譲渡し、貸与し、又は返還しようとするときは、その譲渡し、貸与し、又は返還しようとする相手方に対し、当該汚染された土地の汚染状態に関する情報を提供すること。ただし、汚染された土地が条例第 70 条第 2 項に規定するダイオキシソ類管理対象地（以下「ダイオキシソ類管理対象地」という。）である場合は、同項又は条例第 70 条の 6 第 2 項の規定によること。

(2) 汚染された土地で公害を防止する措置が講じられている場合は、当該措置が講じられた状態を維持すること（当該措置に代わるものが新たに講じられる場合を除く。）。

(3) 汚染された土地で公害を防止する措置が講じられている場合において、当該汚染された土地を譲渡し、貸与し、又は返還しようとするときは、その譲渡し、貸与し、又は返還しようとする相手方に対し、当該措置に関する情報を提供すること。ただし、汚染された土地がダイオキシソ類管理対象地である場合で、条例第 70 条の 3 第 3 項の規定による措置が講じられているときは、条例第 70 条の 6 第 2 項の規定によること。

3 汚染された土地の形質の変更に伴う公害の防止等

汚染された土地の形質の変更を行おうとする者は、次の事項の実施に努めるものとする。

(1) 当該変更に起因して生ずる公害を防止するために必要な計画その他の事項について、当該汚染された土地の周辺の住民等に周知すること。ただし、汚染された土地がダイオキシソ類管理対象地である場合は、条例第 70 条の 4 の規定によること。

(2) 汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合は、当該運搬又は処理が適正に行われるために必要な措置を講ずること。

4 汚染土壌の運搬に伴う公害の防止

汚染土壌を運搬する者は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 特定有害物質若しくはダイオキシソ類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下

への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。

- (2) 汚染土壌とその他の物を混載する場合は、運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合しないこと。
- (3) 異なる汚染された土地から搬出された汚染土壌を混載する場合は、汚染された土地ごとに区分して運搬すること（当該汚染土壌を一の施設において処理する場合を除く。）。

5 汚染土壌の処理に伴う公害の防止

汚染土壌の処理を行う者は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 処理する汚染土壌の特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態に照らして適切と認められる方法により処理を行うこと。
- (2) 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 処理した汚染土壌を搬出する場合は、あらかじめ、当該処理した汚染土壌が条例規則第 57 条の基準に適合するものであることを確認すること（当該処理した汚染土壌の処理を他人に委託するために搬出する場合を除く。）。
- (4) 汚染土壌の処理を業として行う場合は、当該処理を行う土地の周辺における汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両による公害の発生を防止すること。